

令和6年第10回 総務文教委員会会議録

令和6年12月6日

第2委員会室

開 会： 午前11時33分

委員長 伊藤 勝彦

副委員長 林 貴光

2番委員 千賀 丈史、3番委員 渡辺 武彦、4番委員 服部 紀史、5番委員 平林 多津子

委員長 ; 全員おそろいのようなので、ただいまから令和6年第10回総務文教委員会を開会いたします。

本日の会議は、先ほどの本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

小坂市長、鶴飼議長の御挨拶は省略させていただきます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

発言及び反問につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって簡潔に質疑・答弁をされますようお願いいたします。

委員長 ; 初めに、「議第112号 契約の締結について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

5番委員。

5番委員 ; はい、よろしくお願いいたします。今度の契約の締結について、議第112号について質問いたします。今回公募型指名競争入札を行ったとのことですが、なぜ、一般競争入札とか指名入札とかよく聞くんですけれども、なぜ公募型指名競争入札を行ったかということと、入札前の経過をお聞きしたいと思います。特に公募型っていうのは、応募が今回2つで入札されてますけれども、応募があったほかに入札業者があったのかということと、もしあった場合にはその2社を選定した理由をお聞きしたい

と思います。それから選定の時期なんですけども、大体入札の書類を見ますと、入札時期は大体1週間ごとで組まれてるなと思ったんですけども、この入札については、14日と21日の間の19日に行っている。何か理由があるのかなということをおもいましたので、よろしくお願いいいたします。

委員長 ; はい、財務課長。

財務課長 ; 今回の恵那南中学校の公募型の入札につきましては、恵那市特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づいて、この施工対象工事が1件の請負につきまして、設計金額が、建築の場合ですと3億円、電気工事及び管工事については7,000万円を超えるものについては、このルールに基づいて公募型、特定建設工事共同企業体による入札で行っております。公募につきましては、既に指名登録してある業者が共同企業体を組んで、3社以内、2社以上組んで申請をしていただき、点数とか、今までの建築実績等により指名を行っております。質疑等の回答を行い、指名通知等を10月21日に行っております。金額が大きいため、これは通常の入札期間より長く設けております。選定理由と公募期間については、要綱に基づいて設定しておりますので、お願いいいたします。以上です。

委員長 ; はい。ほかにありませんか。

5番委員。

5番委員 ; はい。そうすると、公募型指名競争入札に参加したのは2つってということですね。それを確かめます。すいません。

委員長 ; はい、財務課長。

財務課長 ; はい。答弁が漏れていました。建築、電気、管それぞれ各2共同企業体が申込み申請をされております。

委員長 ; はい。5番委員。

5番委員 ; 幾つかが応募されて、その中で選定されたというわけではないことが確認できました。選定の時期については1週間ごとと私は思ってたんですが、そういうわけではないんですね。時期については問題ないというか、19日ということは特に理由はなかったわけですね。

委員長 ; はい、財務課長。

財務課長 ; はい。金額が大きいため、通常の入札とは異なりますので、期間を設けております。

委員長 ; はい。5番委員。

5番委員 ; はい、ありがとうございました。2つ目の質問です。JV共同企業体との工事発注ですけども、それぞれの業務割合ですが、契約3つともお聞きしていいのか、それぞれ

についてお聞きしたらいいのかどちらでしょうか。

委員長 ; はい、教育総務課長。

教育総務課長 ; こちらについては私のほうでお答えいたします。恵那南中学校増改築工事の建築工事ですが、出資割合というんですけれども、代表構成員が 65%、構成員が 35%となっております。以上です。

委員長 ; はい。ほかにありませんか。
5 番委員。

5 番委員 ; すいません。今のは議第 112 号についての割合ですね。じゃ、議第 113、114 号は後でまたお聞きすればいいということでしょうか。

委員長 ; はい。後でお願いします。

5 番委員 ; はい。分かりました。では、もう 1 つすみません。増築及び既存校舎改築予算として 35 億円余りが計上されていましたが、今回、合わせて 30 億円足らずの契約であります。今後の入札受注予定の項目、どんなものがあるのかということをお尋ねしたいんですけどもよろしくをお願いします。

教育総務課長 ; 反問権をお願いします。

委員長 ; 反問権を認めます。お願いいたします。

教育総務課長 ; 今議員の御質問に対しましては、今回の議案とは関係ない事項ですのでよろしくお願ひいたします。以上です。

委員長 ; 5 番委員、よろしいでしょうか。今の件について。

5 番委員 ; はい、すいません。それは思います。今回とは直接関わりありませんが、総務文教委員として今後の予定をお聞きしたいと、そういうことを公にしたいと思ってお聞きしているんです。今後の入札計画については、いつ報告されるのか。総務文教委員会でも論議されることはないのでしょうか。どんな項目が入札予定であるのかだけでもお聞きしたいと思いますけど、それは駄目でしょうか。

委員長 ; 今回の案件とはちょっとずれていますので、よろしくお願ひします。論点を明確にしてください。

はい、5 番委員。

5 番委員 ; そのほかの入札予定はあるのかということをお聞きしているんですが、これは外れていいですか。総務文教委員としてはどこで質問していったらいいのか。

委員長 ; 今回はあくまでも契約の締結についてですので、そのことについてのみの御質問をよろしくお願ひいたします。

5 番委員。

5番委員 ; はい。これからいろいろな場でお聞きしていきますので、よろしくお願ひいたします。ともかく、ちょっと意見を述べさせていただきます。ともかく全体的な見通しがもてない中で・・・

委員長 ; すみません。意見ですよ。今は意見を述べる場ではありませんので、お願ひします。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

5番委員。

5番委員 ; 今も話がありましたように、今回は契約の締結についての案件ですが、今回の問題は契約以前の問題として、反対の立場で討論に参加したいと思います。そもそも教育環境等検討委員会では15億円から17億円で提案されていたこの計画が35億円あまりに膨れ上がり、今後の状況によってはさらに膨れ上がる可能性のある、今回の契約について反対いたします。今までも再三述べてまいりましたが、この選挙中も慌てて進めないでの根強い声や、8年後には必要がなくなる増築校舎になぜそのような多額の費用をかけるのかとか、恵那市の課題を考えたときに、もっと違う使い道があるのではないかという疑問をお聞きしてきました。また、統合して子どもたちの暮らしや学びが保障されるのかという不安も多く聞いてきました。そうした声を鑑みたときに、とても今回の契約の締結には同意できず、反対といたします。

教育総務課長 ; 討論後ではありますが、発言を許可いただけないでしょうか。

委員長 ; どんな内容でしょうか。

教育総務課長 ; はい。今回の審議に関わることでございますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 ; 発言を許可します。教育総務課長。

教育総務課長 ; はい。今回議案として上程させていただき、御審議をいただいている契約締結の議案でございますが、ただいま平林議員から反対の討論がございました。しかしながら契約締結の議案上程に至った予算については、二元代表制の下、9月議会に住民により選ばれた市長が提案を行い、住民により選ばれた議員の皆様が審議を行い、議決をいただきました。今回の工事契約の締結に係る議案については、成立している予算を前提に、入札執行による落札業者が恵那市と契約締結することが適切かどうか。具体的には資格と能力があるかどうか。適正な入札執行が行われたかどうかを審議いただくものであると認識しております。過去の裁判事例等もございます。

法令に基づいた適正な入札手続を経て落札者が決まっている場合、それを否定するには合理的な理由が求められ、利害関係者や住民の思いといった感情的な要素は排除し、法令の趣旨に照らした客観的な判断が求められるとあります。落札業者については、恵那市が発注時に条件としていた資格能力基準を全て満たしており、かつ入札の原則である公平公正による適正な入札執行が行われております。上程させていただきました議案を否定されておりますが、ここで平林議員にお尋ねをいたします。1つ目として、落札業者の資格と能力について、どの部分が基準を満たしていないのか。2つ目として、適正な入札執行が行われていないという、合理的な理由と客観的な理由を教えてくださいませんか。以上でございます。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 先ほども申しましたが、それ以前の問題として資格がないとか、正しい契約締結が行われないということで私は反対しているわけではありません。これだけの予算が執行される、そういう契約について私は反対いたします。

委員長 ; 5番委員、論点がずれていることが分かりますが。ここは契約以前のことを話題にする場ではないんです。契約についてこれが論点です。よろしいでしょうか。議会で決まったことですのでよろしいでしょうか。契約以前のことはここで話題にすることではないということです。あくまでも契約の締結についてを議題としているということですか。よろしいでしょうか。

はい、5番委員。

5番委員 ; 私はまだその辺り理解できていませんので、事例などをちょっと確かめてから御返事したいと思います。私はこの契約に賛成することはできません。

委員長 ; はい。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ほかにありませんので、討論を終結し採決を行います。

「議第112号」については原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第112号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 続きまして、「議第113号 契約の締結について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

5番委員。

5番委員 ; はい。契約の電気工事についての、JVとの割合をよろしくお願ひいたします。

委員長 ; はい、教育総務課長。

教育総務課長 ; それでは、出資割合のことだと思ひますけれども、代表構成員が60%、構成員が40%の出資割合であります。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 異議ありでよろしいでしょうか。それでは採決を行います。

「議第113号」については原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第113号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第114号 契約の締結について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

5番委員。

5番委員 ; 先ほどと同じく機械工事についての出資割合をよろしくお願ひいたします。

委員長 ; はい、教育総務課長。

教育総務課長 ; それではお答えいたします。代表構成員が40%、構成員である大田エンジニアリングが30%、恵南住宅設備が30%でございます。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第114号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第114号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了いたしました。
最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。
それではこれもちまして、令和6年第10回総務文教委員会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。

午前11時51分閉会

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 伊藤 勝彦